

財務省告示第四百二十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成十九年十二月十七日

財務大臣
額賀福志郎

輸出統計品目表第〇三〇一・九九号を次のように改める。

- - その他のもの

100 - - - たり

900 ━━━━ その他のもの

輸出統計品目表第〇三〇四・一九号中

100

100

200 - - - ピア（セリオーラ属のもの）

改め、同表第〇三〇四・二九号中

200 ━━末ぐる

— 200 — まぐろ KG

「	200	- - - まぐろ	K G	」
」	300	- - - ぶり (セリオーラ属のもの)	K G	」

改めぬ。

輸出統計品目表第〇六〇一・六〇四を次のやうに改めぬ。

0602.90	- その他のもの			
100	- - 樹木及び灌木 <small>かんぼく</small> （接ぎ木してあるかないかを問 わない。）			
900	- - その他のもの			
」	輸出統計品目表第一六〇四・一四四			
」	112 - - - - 水煮のもの			
」	並り、回表第一六〇四・一四四			
」	110 - - - - 油漬けのもの			
」	」	」	K G	」
」	」	」	K G	」

改めぬ。

輸出統計品目表第一六〇四・一〇四を次のやうに改めぬ。

— 1605.10 | 000 | - かに

輸出統計品目表第一〇〇八・一一〇四を次のやうに改めぬ。

| 2008.30 | 000 | - かんきつ類の果実

| K G

輸出統志 咽皿標識 |||〇ハ・ダ〇呴を次の メハリ改め。

2208.90

- その他のもの

100

- - しようちゅう

900

- - その他のもの

輸出統志 咽皿標識 |||〇 | - - 〇呴を次の メハリ改め。

2301.20

- 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲せい無脊椎動物の粉、ミール及びペレット

100

- - 魚の粉、ミール及びペレット

900

- - その他のもの

輸出統志 咽皿標識 |||〇K・- 〇呴を次の メハリ改め。

| 2936.29 | 000 | - - その他のビタミン及びその誘導体

| K G

輸出統志 咽皿標識 |||〇ハ・ダ | 呴

| 200 | - - - 有機塩素系のもの

| K G | や

通ル。

輸出統志 咽皿標識 |||〇四・ダ〇呴を次の メハリ改め。

		- その他のもの	
3824.90		- - 小売用の容器入りにした修正液	N O
	100	- - その他のもの	K G
	900		K G
総合税目 呼吸器類			
3825.10		- 都市廃棄物	
		- - 第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都	
		市廃棄物	
	110	- - - 第84.71項の機械のもの	N O
	120	- - - 第8517.12号の機器のもの	N O
	130	- - - 第85.28項の機器のもの	K G
	190	- - - その他のもの	K G
	900	- - その他のもの	K G
総合税目 呼吸器類			
4101.20	000	- 全形の原皮（重量が1枚につき、単に乾燥したもののは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたもののは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿	

式塩蔵その他の保存に適する処理をしたもののは

16キログラム以下のものに限る。) K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4101.90 | 000 | - その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)

K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4102.21 | 000 | - 酸漬けしたもの

K G

4102.29 | 000 | - その他のもの

K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4103.20 | 000 | - ^は爬虫類のもの

K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4103.90 | 000 | - その他のもの

K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4104.19 | 000 | - その他のもの

S M K G

輸出統志 咽皿標本目 | ○ | - 尺〇呻や次のもハリ改め。

4106.31 | 000 | - 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの

S M K G

		4106.32	000	- - 乾燥状態 (クラスト) のもの	S M	K G	
		4107.19	000	- - その他のもの	S M	K G	
		輸出絲織品	輸入絲織品	輸出絲織品			
	4113.20			- 豚のもの			
	100			- - 染色し、着色し又は模様付けしたもの	S M		
	900			- - その他のもの	S M	K G	
	52.05			綿糸 (綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)			
	5205.11	000		- 単糸 (コームした纖維製のものを除く。)			
				- - 714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの)	K G		
	5205.12	000		- - 232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超えるもの)	K G		

5205.13	000	- - 192.31 デシテックス以上232.56デシテックス 未満のもの（メートル式番手43を超える52以下の もの） K G
5205.14	000	- - 125デシテックス以上192.31デシテックス未 満のもの（メートル式番手52を超える80以下の もの） K G
5205.15	000	- - 125デシテックス未満のもの（メートル式番 手80を超えるもの） K G
5205.21	000	- 単糸（コードした纖維製のものに限る。） - 714.29デシテックス以上のもの（メートル式 番手14以下のもの） K G
5205.22	000	- - 232.56デシテックス以上714.29デシテックス 未満のもの（メートル式番手14を超える43以下の もの） K G
5205.23	000	- - 192.31デシテックス以上232.56デシテックス 未満のもの（メートル式番手43を超える52以下の もの） K G

		のもの)	K G
5205.24	000	- - 125デシテックス以上192.31デシテックス未 満のもの (メートル式番手52を超える以下のも の)	K G
5205.26	000	- - 106.38デシテックス以上125デシテックス未 満のもの (メートル式番手80を超える以下のも の)	K G
5205.27	000	- - 83.33デシテックス以上106.38デシテックス 未満のもの (メートル式番手94を超える以下のも の)	K G
5205.28	000	- - 83.33デシテックス未満のもの (メートル式 番手120を超えるもの) - マルチブルヤーン及びケーブルヤーン (コーム した纖維製のものを除く。) - 構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)	K G

		もの)	K G
5205.32	000	- - 構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超えるもの）	K G
5205.33	000	- - 構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超えるもの）	K G
5205.34	000	- - 構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超えるもの）	K G
5205.35	000	- - 構成する単糸が125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）	K G
		- マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした纖維製のものに限る。）	K G
5205.41	000	- - 構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの	

の（構成する単糸がメートル式番手14以下の
もの）

K G

5205.42 000 - - 構成する単糸が232.56デシテックス以上714.
29デシテックス未満のもの（構成する単糸が
メートル式番手14を超えるもの）

K G

5205.43 000 - - 構成する単糸が192.31デシテックス以上232.
56デシテックス未満のもの（構成する単糸が
メートル式番手43を超えるもの）

K G

5205.44 000 - - 構成する単糸が125デシテックス以上192.31
デシテックス未満のもの（構成する単糸がメ
ートル式番手52を超えるもの）

K G

5205.46 000 - - 構成する単糸が106.38デシテックス以上125
デシテックス未満のもの（構成する単糸がメ
ートル式番手80を超えるもの）

K G

5205.47 000 - - 構成する単糸が83.33デシテックス以上106.3
8デシテックス未満のもの（構成する単糸が

メートル式番手94を超える120以下のもの)

K G

5205.48 | 000 | - - 構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの)

K G

輸出統合唱皿帳簿用紙OBA・100%聚

| 100 | - - ナイロンその他のポリアミドの短纖維のもの

K G

混紡。

輸出統合唱皿帳簿用紙OBA・100%聚酰胺K90°

5603.11 | - - 重量が1平方メートルにつき25グラム以下の

もの

200 | - - - ポリエステル製のもの

| 900 | - - - その他のもの

S M
S M
K G
K G

輸出統合唱皿帳簿用紙OBA・100%聚

| 100 | - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの

| S M | K G | J 電

混紡、回振錠用OBA・100%聚

| 300 | - - - ポリプロピレン製のもの

| S M | K G | J 電

前り、回表第亜水〇三・丸一叩母

「

100 | - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの

S M | K G

200 | - - - ポリエステル製のもの

S M | K G

前り、回表第亜水〇三・丸三叩及び縫水〇三・丸四叩母

「

300 | - - - ポリプロピレン製のもの

S M | K G

前り。

輸出統志呂田表第亜水〇三・一〇叩を次のものに改め。

5703.20 | 000 | - ナイロンその他のポリアミド製のもの

S M | K G

輸出統志呂田表第亜水〇三・一〇叩及び縫水〇三・丸〇叩を次のものに改め。

6105.20 | 000 | - 人造纖維製のもの

N O | K G

6105.90 | 000 | - その他の紡織用纖維製のもの

N O | K G

輸出統志呂田表第亜水〇三・丸〇叩及び縫水〇三・丸〇叩を次のものに改め。

6106.90 | 000 | - その他の紡織用纖維製のもの

N O | K G

輸出統志呂田表第亜水〇三・丸〇叩及び縫水〇三・丸〇叩を次のものに改め。

6108.19 | 000 | - その他の紡織用纖維製のもの

N O | K G

輸出統志呂田表第亜水〇三・丸〇叩及び縫水〇三・丸〇叩を次のものに改め。

を

6108.91	000	- - 縍製のもの	NO	K G
6108.92	000	- - 人造纖維製のもの	NO	K G
輸出統志呴皿帳録火ノ〇火・火〇呴母				

「 - - 異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの」

110	- - - 合成纖維製のもの	NO	K G
120	- - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの	NO	K G
190	- - - その他のもの	NO	K G
100	- - 異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの	NO	K G
	の	」	

改め №。

輸出統志呴皿帳録火ノ〇火・火〇呴母を次のやうに改め №。

6110.20	000	- 縍製のもの	NO	K G
6110.30	000	- 人造纖維製のもの	NO	K G
輸出統志呴皿帳録火ノ〇火・火〇呴母を次のやうに改め №。				
6116.91	000	- - 羊毛製又は纖獸毛製のもの	P R	K G

を

6116.92	000	- - 綿製のもの	P R	K G
6116.93	000	- - 合成纖維製のもの	P R	K G
6116.99	000	- - その他の紡織用纖維製のもの	P R	K G

輸出統轄 咽皿帳録水団〇三・一・二 吻を次のものに改める。

6403.12	000	- - スキー靴（クロスカントリー用のものを含む 。）及びスノーボードブーツ	P R	P R
6403.19	000	- - その他のもの	P R	P R
		輸出統轄 咽皿帳録水団〇三・四〇 吻を次のものに改める。		
6403.40	000	- その他の履物（保護用の金属製トーキャップを 有するものに限る。）	P R	P R
		輸出統轄 咽皿帳録水団〇三・二・一 吻を次のものに改める。		
6403.91	000	- - くるぶしを覆うもの	P R	P R
		輸出統轄 咽皿帳録水団〇四・一 吻を次のものに改める。		
6404.19		- - その他のもの		
	100	- - 靴	P R	P R
	900	- - その他のもの		

輸出統志唱皿帳簿べ尺 | | | ○○印母

110	- - 喫茶用のもの	D Z	K G
191	- - - 32個以上の組物	D Z	K G
192	- - - 32個未満の組物又はばら物	D Z	K G
120	- - 32個以上の組物	D Z	K G
130	- - 32個未満の組物又はばら物	D Z	K G

改め №。

輸出統志唱皿帳簿ヤ | | ヤ・尺 叩や次モハ止改め №。

7117.90 | 000 | - その他のもの

輸出統志唱皿帳簿べ尺 | | | ○印モハ止改め №。

K G

8415.10 | - 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又
はスプリットシステムのものに限る。)

100 | - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを
除く。)

NO NO

900 | - その他のもの

を

輸出総合唱皿帳録二回・一ハ冊子

8418.10	000	- 冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有する ものに限る。）	NO	K G	を
		- 家庭用冷蔵庫			
8418.21	000	- - 圧縮式のもの	NO	K G	
8418.29	000	- - その他のもの	NO	K G	
		- 冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有する ものに限る。）			
8418.10		- - 小売用の包装にしたもの（使用されたものを 除く。）	NO	K G	」
100		- - その他のもの	NO	K G	
900		- 家庭用冷蔵庫	NO	K G	
		- - 圧縮式のもの			
8418.21		- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの を除く。）	NO	K G	
100		- - - その他のもの	NO	K G	
900					

8418.29	- - その他のもの	
100	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの を除く。）	K G
900	- - - その他のもの	K G

改め №。

輸出総合唱皿機械へ因りだ・因〇印や次のモノ止める。

8429.40	- 突固め用機械及びロードローラー	
200	- - タイヤ式のもの	NO
300	- - 振動式のもの	NO
900	- - その他のもの	NO

輸出総合唱皿機械へ因り〇・一印や次のモノ止める。

8450.11	- - 全自動のもの	
100	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの を除く。）	NO
900	- - - その他のもの	NO

8450.12

に限る。)

100 - - - 小売用の包装にしたもの (使用されたもの
を除く。) NO

900 - - - その他のもの NO

8450.19 - - その他のもの

100 - - - 小売用の包装にしたもの (使用されたもの
を除く。) NO

900 - - - その他のもの NO

輸出統計唱皿帳簿へ因由|・| | | 叩母

- - - 単針直線縫いのもの

110 - - - 織物用のもの

NO KG

190 - - - その他のもの

NO KG

100 - - - 単針直線縫いのもの

NO KG

改め №。

輸出統計唱皿帳簿へ因由|・| | | 叩母のものに改め №。

8471.60 | 000 | - 入力装置及び出力装置 (同一のハウジングに記

憶装置を収納しているかいかを問わない。

) NO

輸出統括唱皿帳簿ニ田〇一・四〇印セ次モハ止怒ヌ。

8501.40	- その他の単相交流電動機	NO	K G
200	- - 出力が70ワット以下のもの	NO	K G
300	- - 出力が70ワットを超えるもの	NO	K G

輸出統括唱皿帳簿ニ田〇四〇・三一印セ次モハ止怒ヌ。

8504.31	- - 容量が1キロボルトアンペア以下のもの	NO	K G
200	- - - 計器用変成器	NO	K G
900	- - - その他のもの	NO	K G

輸出統括唱皿帳簿ニ田・一ハ印セ次モハ止怒ヌ。

85.28	モニター及びビデオプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自感するかしないかを問わない。)	NO	K G
-------	--	----	-----

- 陰極線管 モニター

8528.41

- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら
又は主として使用する種類のもの

100
900

を除く。)

100
900

- - その他のもの

8528.49

- - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの

を除く。)

100
900

- - その他のもの

- その他のモニター

8528.51

- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら
又は主として使用する種類のもの

- - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの

を除く。)

100
900

- - その他のもの

NO

NO

NO
NO

NO
NO

8528.59	- - その他のもの	
100	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの を除く。）	NO
900	- - - その他のもの	NO
	- プロジェクター	
8528.61	- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら 又は主として使用する種類のもの	
000	- - その他のもの	
8528.69	- テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又 は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用 の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	
000	- - ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵す るよう設計されていないもの	
8528.71	- - その他のもの（カラーのものに限る。）	
000	- - - 液晶式のもの	
8528.72	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたも	
110		

		のを除く。)	NO
190	- - - - その他のもの	NO	
210	- - - プラズマ式のもの		
	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの）		
290	- - - その他のもの	NO	
	- - - その他のもの		
910	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの）	NO	
990	- - - その他のもの	NO	
8528.73	- - その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）		
100	- - - 小売用の包装にしたもの（使用されたもの）		
	を除く。)	NO	
900	- - - その他のもの	NO	

- - - 幅が24ミリメートルのロールフィルムを用するもの

100	- - - - フィルムを交換する機能を有しないもの	NO
200	- - - その他のもの	NO

「
100 - - - フィルムを交換する機能を有しないもの（幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）」

改め、回転鏡式〇〇式・式Ⅰ 吼や次のもήに改ぬ。

— 9006.91 | 000 | - - 写真機用のもの

輸出統志唱皿銀鏡式〇〇式・Ⅲ 吼や次のもήに改ぬ。

— 9008.30 | 000 | - その他の投影機

輸出統志唱皿銀鏡式〇一七・八〇 吼や次のもήに改ぬ。

— 9017.80 | - その他の機器

200 - - 卷尺

— 900 | - - その他のもの

輸出統志唱皿銀鏡式一〇七・一 吼や次のもήに改ぬ。

を

		9207.10	000	- 鍵盤樂器 (アコ - ディオンを除く。)	¹⁴ NO	K G	
輸出統轄 唱皿帳簿丸水〇丸・一丸 吻を次のものに改む。		9606.29	000	- - その他のもの	G S	K G	
輸出統轄 唱皿帳簿丸水〇ベ・一〇 吻を次のものに改む。		9608.20	000	- フェルトペン その他の浸透性のペン先を有する ペン及びマーカー			
輸出統轄 唱皿帳簿丸水〇丸・一〇 吻を次のものに改む。		9609.10		- 鉛筆及びクレヨン (硬いさやの中にしんを入れたものに限る。)			
		100		- - 黒しんのもの	K G		
		900		- - その他のもの	K G		
輸入統轄 唱皿帳簿〇円・〇四 懐を次のものに改む。		05.04			NO		
動物 (魚を除く。) の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片 (生鮮のもの及び冷藏し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したも		0504.00			K G		

のに限る。)

一
易

011 - - ソーセージケーシング用のもの

- - その他のもの

012

- - - その他のもの

- その他のもの

091 - - 牛のもの

099 - - その他のもの

輸入統計品目表第〇七〇四・九〇号中

改め
る。

輸入統計品目表第一五・二〇項を次のように改める。

15.20		
1520.00	000	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水 及びグリセリン廃液
		輸入統計品目一覧表
	220	- - - キャラメル
	220	- - - キャラメル
	230	- - - ホワイトチョコレート
		改める。
		輸入統計品目一覧表
	111	- - - - パルプ状のもの
	119	- - - - その他のもの
	110	- - - - パルプ状のもの
	212	- - - - その他ものの カシューナット(いつたものに限る 。)、マカダミアナット、ココヤシ

改
め
る。

輸入統計品目表第一〇〇八・一九号中

グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液

輸入統計品目表第一七〇四・九〇号中

220 - - - キヤラメル

220 メルヤニ≠- - - -

230 - - - ホワイトショコレー

改め
る。

中九號一九〇八年第一二三品目統計入輸

- - - - パルヲ狀のもの

111 ナット

119 | - - - - その他のもの

110 | - - - パルヲ状のもの

-----その他のもの

212 - - - - カシューナット(いつたものに限る)

。)、マカダミアナット、ココヤシ

を

の実、ブラジルナット、パラダイス

ナット及びヘーゼルナット

K G

K G

K G

K G

改めぬ。

輸入統轄品目表類 | | | ○回・| | ○卯母

| | | 119 | - - - - その他のもの

| | | 119 | - - - - その他のもの

改めぬ。

輸入統轄品目表類 | | | ○水・○○卯母

| | | 100 | - アルコール分が 1 % 未満のもの

| | | 100 | - アルコール分が 1 % 未満のもの

改めぬ。

輸入統轄品目表類 | | | ○ハ・| | ○卯母

230 | - - - 果汁をもととした飲料（アルコール分が 1

% 未満のものに限る。）

を

「 230 - - - 果汁をもととした飲料（アルコール分が 1
 % 未満のものに限る。）」
 L K G J U

改め №。

輸入統志唱皿帳簿Ⅱヤ〇丨・田丨叩及ら縛Ⅲヤ〇丨・田川叩及次ノモノ立名也 №。

3702.52	- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの	S M	M	
010	- - - - 映画用フィルム			
020	- - - - 反転現像方式のもの	S M	M	
090	- - - その他のもの	S M	M	
3702.53 000	- - 幅が16ミリメートルを超えて35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	S M	M	
輸入統志唱皿帳簿Ⅱヤ〇丨・田川叩及次ノモノ立名也 №。				
4403.99	- - その他のもの			
100	- - - 桐のもの（粗く角にし又は太鼓落とした			

ものを除く。)

C M

- - - その他のもの

- - - 桐のもの

C M

920 - - - - ふたばがき科のもの

990 - - - - その他のもの

C M

輸入統計品目団一・丸型や次のもに記入せよ。

44.19

4419.00 木製の食卓用品及び台所用品

- 割りばし

110 - 竹製のもの

190 - - その他のもの

900 - その他のもの

T H K G
T H K G
K G

輸入統計品目団二・丸型や次のもに記入せよ。

4421.90 - その他のもの

100 - - 竹製のくし

200 - - マッチの軸木

K G
K G

- - その他のもの

910 - - - かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん
又はこくたん（しまこくたんを除く。）の
もの

K G

- - - その他のもの

920 - - - 扇子、うちわ、これらのはね及び柄並びに
扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

K G

- - - その他のもの

991 - - - - 縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（
縦継ぎしたものであるかないかを問わ
ない。）

C M

999 - - - - その他のもの

K G

輸入総額 唱皿帳簿等の回数・枚数の記入を終る。

8471.60 000 - 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記
憶装置を収納しているかいないかを問わない。
）

N O

輸入統計唱皿帳簿六〇〇長・田井卯母

「 - - - 幅が24ミリメートルのロールフィルムを用するもの

「 010 - - - フィルムを交換する機能を有しないもの
020 - - - その他のもの

NO

K G

「 010 - - - フィルムを交換する機能を有しないもの（
幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）

NO

K G

を

改め №。